

タイトル	敗戦直後日本の労働運動(1)
著者	美馬, 孝人
引用	季刊北海学園大学経済論集, 56(3): 1-10
発行日	2008-12-25

《論説》

敗戦直後日本の労働運動(1)

美 馬 孝 人

1. 人権の未確立と労働運動への弾圧

日清戦争を契機として日本資本主義は急激な発展をみせ、繊維産業などにおいて自然発生的に労働運動が盛んになるが、市民的権利の確立を未然に阻むことによって「天皇制国家」の絶対性を確立した明治政府は、労働運動を労働者の自己保存権の発現とは見ず、自覚的な反体制運動と見なした。労働運動の高揚を未然に防止するために一連の治安立法が制定され、その最も重要なものが1900年の治安警察法とそれを運用する特高警察の組み合わせであった。欧米先進諸国の政治・経済・文化を急速に吸収しつつあった大正デモクラシー期に、政府の人権と社会問題に対する理解は一定の前進を見せるものの、国家主義の大枠に変化はなかった。1925年、普通選挙法と抱き合わせて制定された治安維持法は、当時の政府にとって都合の悪いあらゆる社会運動を取り締まりの対象としたが、それは拡大解釈されて思想信条の自由までも抑圧したのである。大日本帝国憲法下における国民の自然権的基本権の未確立は、必然的に社会権的基本権の成立発展にとっても大きな障害となり、後者は前者に対しても否定的影響を及ぼしたのである。

1912年、友愛会の結成によって労使協調を旨として密やかに復活した日本の労働運動であったが、貧困に失業が付加された昭和恐慌下で激しいストライキ闘争が展開されるよ

うになり、それは、過酷な弾圧の中でも不屈に続けられた。しかし天皇制絶対主義国家体制がファシズム化していく中で、労働者が資本に対抗して自らの生活を守る活動さえ、「国体を破壊する」反体制運動と同一視されるようになる。日本の労働運動は1937年に争議件数と参加人員において太平洋戦争前のピークを記録(2,126件, 123,730人)したが、1938年の国家総動員法の成立とファシズム的な産業報国運動のなかで急速に窒息状態に陥った。したがって敗戦直後には、当然予想される従来の政治体制を否定する思想も運動もまったく現れようがなかったのである。

敗戦後の労働運動再出発のためには、在日外国人労働者の蜂起とアメリカ占領軍による「上からの民主革命」を必須の要件としたのであった。そして後者の「民主革命」の中には、政治的民主主義と、その徹底のための経済的民主主義が含まれていた。敗戦後の労働運動は、そのような占領軍の対日占領政策によって大きく規定されたのである。

2. 米国における対日労働政策の形成

竹前栄治によれば、米国の対日占領政策は1942年から国務省内部の対日政策グループによって研究されていたが、1944年に入って対日占領とそこでの軍政の問題が現実的課題として浮上してきたので、2月18日、陸軍省民生部および海軍省占領地域課は戦後政

策の立案準備のために共同して、占領から発生すると予想される諸問題を質問項目にまとめ、国務省に回答を依頼した。国務省は先の研究から得られた結果を政策文書にまとめていたが、部局間極東地域委員会で承認されたものを参考意見として送付した。陸軍省はそれに基づいて、1944年4月から1945年7月にかけて『民政の手引 civil affairs handbook: Japan』を編纂し、これを占領政策立案の参考資料にするよう指示した。

「労働政策については、その基本方針が第9巻(労働編—1944・7・10)に編纂されている。……ここでは対日労働政策立案の際の留意点を次のように説明している。曰く『対日労働政策を考える場合、つねに、日本の労働問題の規定因が日本資本主義の特殊性すなわち、(1)日本工業化の後進性、(2)幾世紀にもわたって培われてきた封建主義ないし半封建的残滓の上に築かれた家父長主義の存在、(3)三井、三菱を初めとする6つの財閥=『産業帝国』によって日本の金融・産業が支配されていること、の中にあることを念頭におくべきである。つまり、日本の労働者の低賃金を規定するものは、日本農業の半封建制→賃労働の農村供給型・出稼ぎ型、近代的労働供給方法の欠如→労働ボスの存在、家父長主義→企業への忠誠心などであり、この低賃金が日本の財閥企業に国際競争の点で不当に有利な立場に立たせてきたということである。したがって、日本の国際競争力の強さは、決して天然資源、資本力、技術、機械設備などの点で優れているからではなくて、狡猾な日本の資本家=支配階級が無知で勤勉な労働者にあまりにも過酷な労働条件(低賃金、長時間労働など)を課し、それへの抵抗(=労働運動)を国家権力(=警察および資本家)が不当に弾圧してきたからである』と。」(竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』日本評論社、100-1ページ)

3. 『降伏後の初期の対日方針』

1944年中に国務省、陸軍省、海軍省の3省間の政策調整機関として、国務・陸軍・海軍三省調整委員会(SWNCC)が設けられ、対日政策の多くはこの機関で作成された。ポツダム宣言後の、日本にとって最も重要で包括的な基本文書である、と竹前が評価している『降伏後に於ける米国の初期の対日方針』(SWNCC/50/4)は、1942年から米国務省内で練り上げられてきたものであるが、日本降伏後、1945年9月6日トルーマン大統領が承認した後、正式にマッカーサー元帥に伝達され、「9月22日ホワイトハウス指令として公表されたのである」。(同上、p.125ページ)

『民政の手引』のなかに表明されている日本の労働問題に対するアメリカ軍の認識を前提として、この『対日方針』文書の中から、この文書そのものの目的と、政治の民主化および労働問題に直接かかわりのある部分を抜粋すれば、次のとおりである。

「第1部 究極の目的。初期に於ける政策が従うべき日本国に対する米国の究極の目的は次のとおりである。(a)日本国が再び米国の脅威となり、または世界の平和と安全の脅威とならざることを確実にすること。(b)他国家の権利を尊重し、国際連合憲章の理想と原則に示された米国の目的を支持する平和的かつ責任ある政府を究極的に樹立すること。……これらの目的は次のような主要な手段により達成されるであろう。(a)日本国の主権は本州、北海道、九州、四国の諸島、およびカイロ宣言と米国が参加する協定に従って決定される周辺小諸島に限られる。(b)日本国は完全に武装解除され、非軍事化される。軍国主義者の権力と軍国主義の影響力は、日本国の政治生活、経済生活、および社会生活から完全に一掃される。軍国主義と侵略の精神を表示する制度は、強力に抑圧される。(c)日本国民は

個人の自由に対する欲求と、基本的人権、とくに信教、集会、言論、出版の自由の尊重を發展させるべく奨励される。彼らはまた、民主的で代議制的な組織を形成するよう奨励される。(d)日本国民は、国^{ポピュレーション}民の平時の需要を充たす経済を自分達のために發展させる機会を与えられる。……」

「第3部 政治。1、武装解除と非軍事化。
……大日本帝国陸海軍総司令部^{インベリアルゼネラルヘッドクォーター}の高級職員、
将^{ゼネラルスタッフ}官、その他の日本政府の陸海軍高級職員、超国家主義的軍国主義的組織の指導者ならびに他の軍国主義と侵略の重要な推進者は、拘束され、将来の処分のために留置される。軍国主義と好戦的国家主義の積極的推進者であったものは、公職から、そして他のいかなる公的責任あるいは重要な私的責任ある地位から排除される。……3、個人の自由と民主主義的過程に対する欲求の奨励。宗教信仰の自由は占領とともにただちに宣言される。……日本国民は米国その他の民主主義国の歴史、制度、文化、達成物を知る機会を与えられ、また知ることを奨励される。……集会と公開討論の権利をもつ民主的政党は、奨励されるが、占領軍の安全を保持する必要に従う。」

「第4部 経済。I、経済上の非軍事化。
日本の軍事力の現存する経済的基礎は破壊されなければならない、復活は許されない。……
2、民主主義的諸勢力の助^{デモクラティックフォースィズ プロモーション}長。民主主義的基礎の上に組織された労働、産業、農業の諸組織の発展は、奨励され支持されなければならない。所得の広範な分配、ならびに生産と商業手段の所有権の広範な分配を可能にする政策は、支持されなければならない。日本国民の平和的傾向^{ピースフルディスポジション}を強化し、また軍事目的のために経済を支配したり指揮することを困難にすると認められる経済活動、経済組織、経済的指導権の各形態は支持されなければならない。この目的のために最高司令官は次の政策をとるべきである。(a)将来の日本人の経

済活動を、もっぱら平和的目的に向かって指導しない者は、経済界の重要な地位に留めたり選任することを禁止すること。そして(b)日本の商工業の大きな部分に支配権を行使してきた、巨大な産^{ラージ}業と銀行の結^{インダストリアルバンキングコンビネーション}合を解体する計画を支持すること。3、平和的経済活動の再開。……日本の苦境は日本自身の行為の直接的帰結であり、連合国はその損害復旧の負担を引き受けない。その損害は日本国民が一切の軍事的目的を放棄し、勤勉に、そして平和的生活様式へ向かうという単一目的をもって努力する時にのみ、復旧することができる。日本国民は、物質的再建に着手するとともに、その経済活動と経済制度の性格と方向を徹底的に改革し、日本国民をもっぱら平和への線にそう有益な雇用につける必要がある。」(外務省特別資料部編『日本占領重要文書』第1巻、日本図書センター、91-104ページ)

4. 『通達』と『基本指令』

『初期の対日方針』と重複するが、占領軍が日本側に秘匿しながら全面的に依拠した、他の二つの文書に於ける民主化指示をあげれば次のようである。

1945年9月6日付『連合国最高司令官の権限に関するマックアーサー元帥への通達』^{メッセージ}

「1 天皇および日本政府の国家統治の権限^{エンペラー}は、連合国最高司令官としての貴官に従属する。……われわれと日本との関係は、契約的基礎の上に立っているのではなく、無条件降伏を基礎とするものである。……2 日本の管^{コントロール}理は、日本政府を通じて行なわれるが、これは、このような措置が満足な成果を上げる限度内においてである。このことは、必要があれば直接に行動する貴官の権利を妨げるものではない。貴官は、實力の行使を含む貴官が必要と認めるような措置を執ることによって、貴官の発した命令を強制することが

できる。3 ポツダム宣言に含まれている意向の声明は、完全に実行される。……」(同上、109-10 ページ)

1945 年 11 月 1 日付け『日本占領および管理のための連合国最高司令官に対する降伏後に於ける初期の基本的指令』(JCS/380/15)

「1, この指令の目的および範囲。(a)この指令は、降伏後の初期の期間における日本の占領および管理に当たって、貴官の有する権限および貴官の指針となる政策を規定する。……(c)この指令は、第 1 部：一般および政治、^{シビリアンサブライ}第 2 部：経済および民政物資、第 3 部：^{フィナンシャル}財政金融、に分かれる。

第 1 部 一般および政治。…… 3, 日本の軍事占領の基本的目的。(a)日本に関する連合国の最終の目的は、日本が再び世界の平和および安全に対する脅威とならないためのできるだけ大きい保証を与え、また、日本が終局的には国際社会に責任ありかつ平和的な一員として参加することを日本に許すような諸条件を育成するにある。この目的の達成にとって不可欠と考えられるいくつかの措置は、ポツダム宣言に述べられている。これらの措置は、特に、次の諸点を含んでいる。カイロ宣言を履行すること……あらゆる形態の軍国主義および超国家主義を排除すること。日本を非武装化しかつ非軍事化し、日本の戦争遂行能力を引き続き抑制すること。政治上、経済上、社会上の諸制度における民主主義的傾向および過程を強化すること。日本における自由主義的政治傾向を奨励しかつ支持すること。米国は、日本政府が民主主義的自治の諸原則にできるだけ従うことを希望するが、日本国民の自由に表明された意思によって支持されないいかなる政治形態をも日本に強いることは占領軍の責任ではない。……

4, 日本に対する軍事的権限の確立。…… 5, 政治的および行政的改組。(a)地方、地域および中央の行政機関は、その機能および責

任が占領目的と一致しないものを除き、下記 5(b)に述べられている受け容れがたい官吏または信頼をおきがたいことが確かめられた官吏を排除した上で機能継続を許される。このような機関およびその人員は、行政について責任を負わされ、貴官の政策および指令の実施の任務を課せられる。…… 6, 非軍事化。……

7, 日本人公職者の逮捕および抑留。(a)次の者は、その処置について追って訓令があるまで、戦争犯罪容疑者としてできる限り速やかに逮捕しかつ抑留する。(1)^{スプリームミリタリーカウンシル}軍事参議院、元帥府、大本営ならびに参謀本部および軍令部の構成員全部。(2)憲兵隊の将校全部及び陸海軍将校のうち好戦的国家主義および侵略の重要な推進者であった者全部。(3)超国家主義的結社、暴力的結社および愛国的秘密結社の枢要な会員全部。(4)貴官が戦争犯罪人と信ずる理由を有する者、またはこれまで貴官に送達されたかまたは送達されることのある戦争犯罪容疑者の表の中にその姓名または人相書きが含まれている者全部。

(b)日本の侵略計画の策定または実行に当たり積極的かつ支配的に政治上、経済上、金融上その他重要な役割を演じた者全部、ならびに大日本政治会、大政翼賛会、大政翼賛政治会、これらの出先機関および参加団体または後継団体の幹部全部は、追って処置されるまで抑留される。貴官は、貴官の使命達成の必要に応じ他の非軍人をも抑留することができる。…… 9, 政治活動。(a)日本の軍国主義的および超国家主義的イデオロギーの宣伝といかなる形式における弘布も、禁止されかつ完全に抑圧される。貴官は、日本政府に対し国家神道施設への財政的その他の援助を停止するように要求する。(b) (軍事的安全と占領目的達成のための必要最低限度の統制と検閲を郵便、ラジオ、出版物などに対して行なう——美馬要約)。思想の自由は、利用しうるあらゆる弘報手段による民主主義の理想およ

び原理の弘布によって育成される。

(c)貴官は、現存するすべての政党、政治団体、政治結社を即時統制のもとに置く。そのうち軍事占領の要求およびその目的に一致した活動をしているものは、奨励されるべきである。……集会および公開討論の権利を有する民主主義的政党の結成および活動は奨励される。代議的地方政府の自由な選挙は、できる限り早い時期に行なわれるべきであり、地域のおよび全国的の自由な選挙は、貴官の勧告を考慮した後、合同参謀本部を通じて指令されるところに従って行われるべきである。この項に述べられている計画に対する貴官の行動は、占領の終局目的の一つ、すなわち日本国民の自由に表示された意思による平和的傾向を有しかつ責任ある政府の樹立に照らして執られなければならない。(d)労働、産業、農業における民主主義的団体の発達は奨励される。(e)信教の自由は、日本政府によって速やかに宣言されるべきである。……10、教育、美術および文書。(a)教育機関はできる限り速やかに再開される。好戦的国家主義および侵略の積極的推進者であったすべての教師、および軍事占領の目的に積極的に反対し続けているすべての教師は、受け容れうる有資格後継者と取り替える。すべての学校における日本の軍事的および準軍事的教育および教練は、禁止される。貴官は、貴官に受け容れられる教科がすべての学校で採用され、そのうちには上記3、(a)に示されている観念を含むことを確保する。……(同上、111-134ページ)

第2部。A. 経済。……日本経済制度におけるある種の分子の排除。23. 貴官は、好戦的国家主義および侵略の積極的推進者であったすべての者、この指令の第5節(g)(第1部、一般および政治)に列挙されている団体に積極的に参加した者、および将来日本の経済的努力を専ら平和的目的の方向に向けないいかなる者をも、産業、金融、商業、あるいは農

業に於ける重要な責任または勢力ある地位に留めたり選任することを禁止する。(反証のない限り1937年以降、重要な地位にあったものを好戦的国家主義と侵略の積極的な推進者と推定する——美馬要約)。……日本経済制度の民主化。25. 以下のことを奨励し、好意を示すのが米国政府の意向である。(a)所得の広範な分配、および生産と商業手段の所有権を広範に分配することを可能とする政策。(b)労働、産業、農業に於ける民主主義的基礎の上に組織された組織の発達。したがって、貴官は(1)日本側に対し、貴官の政府の軍事的および経済的目的にしたがって日本財界を改組することに責任を持つ公的機関を設立するように求める。貴官はこの機関に対し、日本の巨大な産業と銀行の結合あるいは他の巨大な私的財界統制の集中を解体する計画を、貴官の承認を得るために提出することを求める。……(6)日本側に対し、労働に対する戦時の統制をできるだけ速やかに撤廃し、労働保護立法を復活させるように求める。(7)民主的な線に沿う被雇用者の組織の結成に対するすべての法的障害の撤廃を求める、ただしこれは、いかなる偽装の下における軍国主義的勢力の恒久化や占領軍の目的と作戦行動に敵意を抱くいかなる集団の存続をも防止するのに必要な保障措置に服する。(8)罷業あるいは他の作業停止は、これらが占領軍の軍事行動を妨害するか、またはその安全を直接危うくすると貴官が考える時にのみ、防止または禁止するものとする。」(同上、145-8ページ)

4. マッカーサーと民主主義

連合国最高司令官マッカーサーとその指揮下にある占領軍は、全力を挙げてこの基本指令の実施に邁進することになるが、その中心にあるのが日本の政治、経済、文化の非軍事化、自由主義化、民主主義化であった。そして『民政の手引き』にも述べられているよう

に、日本の絶対主義的軍事体制を支えていたのが、人権の未確立、半封建的な土地所有、財閥を中心とした経済の独占的支配であった。マッカーサーは、エリート軍人らしく非常に忠実にこの指令に従って占領政策をすすめるが、それは彼自身の民主主義観にも支えられていた。

マッカーサーはその回顧録の中に、終戦当時、アメリカ人が日本および日本人をどのように見ていたかについて、次のように述べている。

「日本は20世紀文明の国とは言うものの、実態は西欧諸国がすでに4世紀も前に脱ぎ捨てた封建社会に近いものであった。日本人の生活のある面は、それよりもっと古風なものだった。神人融合の政治形態は西欧世界では3千年の進歩の間にすっかり信用されなくなったものだが、日本ではまだそれが存在していた。天皇は神と見なされ、一般の国民はまともに天皇を見つめることすらはばかっていて。この神人一体の天皇は絶対君主であって、その言は動かすべからざるものとされた。天皇の権力は、軍部、政府機構、財界を支配する少数の家族によって支えられ、民権は無論のこと、人間として権利すら認められていなかった。支配層は一般国民の財産や生産品の全部あるいは一部を思いのままに取り上げることができ、一般国民は国策に反する思想は私的に持つことも許されない状態にあった。1937年から1940年の間に「危険思想」のかどで秘密警察によって投獄された国民の数は6万人を超えている。まことにアメリカ人から見れば、日本は近代国家というよりは古代スパルタに近い存在であった。」(ダグラス・マッカーサー『大戦回顧録』下、中公文庫、187-8ページ)

これは勿論マッカーサーの個人的見解であったばかりでなく、戦時中のアメリカが総力を挙げて系統的に行った日本研究の成果でもあった。この前近代的な異常な半封建的政

治体制が、「その兵力は無敵であり、その文化は卓越しているという殆ど神秘的な狂気じみた信念」を生み出したばかりでなく、産業国家を築き上げた後には「物資の供給源」と「市場」を海外に求めるほかなくなり、アジア諸国を侵略したというのであった。(同上、179-80ページ)

マッカーサーはまた、そのような日本の前時代的な独裁的な政治体制を、近代的で自由な民主主義国家に変え、日本人自身による非軍事的で自立的な政治を確立し、それをなるべく早く日本人自身の手に委ねるためには、日本の政治体制の民主主義的改革に着手する前に、日本人が指針とすべき、個々人の人権と国民主権を明確にする「新しい憲法をつくることがさし迫って必要だった」と述べている。

「われわれは単に民主主義の成長を促すだけではなく、実際に民主主義が成長するように仕向けねばならなかった。旧憲法では、日本の政治は至上の権力をもつ天皇に発し、天皇から権力を委ねられた者たちを経て下部へ通じるという形態をとっていた。つまり独裁制、それも世襲の独裁制であって、国民はそれに仕えるために存在していた。このような体制下の日本国民は、基本的人権というものは有形にも無形にもまるでもっていなかった。日本国民はそのような先天的な権利があるという考えにふれたことがなかったため、何世紀もの間、基本的人権を持つということがどのようなことかを知らずに過ごしていたのである。……私は新しい日本を築くためには民主的な政府を作ることが不可欠であり、日本の社会を確実に民主化するためには人権について明白な法規を定め、しかもそれを一般にはっきり理解してもらわなければならない、ということを強調した」。(同上、231-2ページ)

日本では、天皇を中心とした一部の封建的な指導者達が、政治経済を支配しており、他

の圧倒的多数の国民は「伝統と伝説と神話と統制の完全な奴隷」(同上, 257 ページ)であった。この体制が極端に好戦的な軍国主義を生み出し、他国の侵略に赴かしめた。一部の者の封建的支配を取り除き、国民主権を確立するとともに、国民が再び国家の奴隷となることを防ぐために、個々人の基本的人権を明確にすることが必要であった。

占領期の日本で、第2代目の労働課長を務めたセオドア・コーエンは、マッカーサーの政治的信条は、「本質的に19世紀のものだった」と語っている。(Theodore Cohen “Remaking Japan — The American Occupation and New Deal” Edited by Herbert Puffin, The Free Press, 1987 「日本占領革命」大前正臣訳, TBSブリタニカ上, 120 ページ)「マッカーサーは、20世紀の通常のイデオロギーの素養なしに20世紀の諸問題に直面したのであった。自己流の政治思想家にも大きな利点があった。それは第一に、異例の事態に対しては非常に柔軟性を発揮するということだ。だからといってマッカーサーの政治的信条に基本的な核心がなかったというわけではない。彼の政治的信条には、政治的民主主義という確固たる基盤があった。……ワシントンの政治舞台を離れてフィリピンにいたためであろうか、彼はかえって民主主義という基本的信条を強固に保持し続けることができたように思われる。……彼が8月30日、日本へ向かう飛行機の中で同行者に述べた戦後の日本のあるべき姿は、熱烈なまでに民主的なものであった。」(op. cit., p.70, 邦訳同上, 121 ページ)

5. 経済の民主化

マッカーサーへの指令を、現実に実現できる具体的政策にするために、GHQ 民生局で働いていたエコノミスト、エレノア・M. ハードレーは、後日、自らの研究書の中で、

日本の経済制度の民主主義化について次のように言っている。

「連合国の経済集中排除計画の目標は、すべての日本の企業者に、近代的な経済部門に従事する機会を与えること、すなわちこの部門を、選ばれた少数のものに温存するような条件、つまりこの部門を事実上、私的な集合体にしてしまうような条件を取り除く機会を与えることだった。この目標は、近代部門の所有の基礎を、一握りの巨富の企業家族から、多数のものによる所有へと広げることであった。これらのものが占領軍の目標であった。それらのものは理想主義として考えられたものではなくて、むしろ日本に於ける政治的民主主義は同盟国の安全保障にとって不可欠と考えられたからであり、そして政治的民主主義と経済的民主主義は、切り離しがたく結びついていると見られたからである。」(E. M. ハードレー『日本財閥の解体と再編成』小原・有賀監訳, 東洋経済新報社, 19 ページ)

連合国の考え方が大企業に対して著しく批判的であったのは、アメリカのニュー・ディールの見解を反映していた。ニュー・ディール時代には、アメリカ経済の大幅な停滞とアメリカの大企業に対する長年の不信感が結びついていたし、ドイツの大企業は憎むべき第三帝国と積極的かつ緊密にかかわりあっていた。「連合国の目で見ると、ドイツの大企業は、市民的自由という歴史的なブルジョアの価値や権力に関心をもっていなかったばかりではなく、むしろそれらのものをひっくり返すことにすすんで協力した。ドイツの民間企業の、カルテルや特許協定の形で外国会社との協定は、第三帝国の国家的利益と、その政策に反対する諸国の権益の侵害に結び付けられていたことがわかった。」(同上, 5 ページ)

ドイツの戦後処理の経験からアメリカでは、もしも民主主義を実現しようと思うならば、ドイツと日本の企業の性格を作り直すことが

最も重要であると思われたのであった。

ハードレーは、後年の回想録でも次のように書いている。「……競争政策推進を提唱し、当時の日本経済の産業、金融、商業分野で圧倒的に優位に立っていた企業結合の解体を唱えたのは、経済学者たちであった。これはニュー・ディールの考え方を反映していた……日本の低賃金政策がもたらす未発達な国内市場のために、軍部の次に海外での勢力拡大を目指したのは事業家達であった、と経済学者たちは議論した。そのため財閥解体によりもたらされるであろう国内の自由な市場を、経済学者たちは提唱した。」(エレン・ハーレー『財閥解体 GHQエコノミストの回想』東洋経済新報社、4ページ)

占領政策の基本に置かれることになる、政治的、経済的、財政的条文を総合した『基本指令』について、コーエンは次のように指摘している。「多くの要人が急進的改革に同意し、それを推進したため、JCS/380/15は偶然の産物とは決していえなかった……これらの人々はそれ以下では容赦をしない米国の普遍的ともいえるムードを代表していた。……1945年当時、きたるべき日本占領を形成するもっとも肝要な二つの要素として、第1に、ずるい日本人が敗北の結果から巧みにすり抜けるかもしれないという不安と、第2に、政治的改革だけでは不十分で、根本的な経済的変革がなければならないというニューディールの強い確信があった。」(op. cit., p.47, 邦訳同上、85ページ)

アメリカ政府の中でも、文官たちは、占領に携わる軍人達が予期される日本の策略に耐えられるだけの政治的認識をもっているかどうかを疑い、厳格で急進的な政策が必要と考えた。「日本社会のルーツにまでメスを入れる」改革の必要性である。「しかも、その急進的改革の方向は、ごく最近まで米国社会で圧倒的に支配的な影響力をもっていたニューディールの経験とアイデアが提供したのであ

る。政治的民主主義は長年、誰もが信じて疑わなかった信念だった。しかしその他のこと、経済所有を拡大し、労組を奨励し、目に見えて大きな企業を解体し、“巨万の富を持つ大悪人”を排除——ここでは追放と呼んでいただきたい——し、家族による農地所有を強化——それもすべて政府の手によって行うこと——すること、これらがニューディールの政策だった。」(op. cit., p.48, 邦訳同上、86ページ)

マッカーサーは、強烈な19世紀的民主主義の理念を持って、日本に政治的民主主義とともに、20世紀的民主主義をも定着させようとしたのだった。

6. マッカーサーと『基本指令』

占領後の具体的行動を指示するマッカーサーへの命令は、『日本占領および管理のための連合国最高司令官に対する降伏後に於ける初期の基本的指令』(JCS/380/15)であった。占領政策の具体的実施の基礎にあったのが、この『指令』であった。従って、「参謀長と彼の下の幕僚達は、JCS/380/15を受け取ると、7千5百語に上る170パラグラフ……を実施するために、パラグラフごとにまとめ、13の部門に分配した。局長と幹部は割り当てられたパラグラフとサブ・パラグラフをさらに自分のところの課で分配し、課長とその幹部はさらに下の部門に分配した。割り当てられた部分が僅か一文だったり、一節の場合もあった。JCS/380/15のうち、誰にも割り当てられなかった部分はなく、ほとんどの局、部、課がただの一句にせよ、同指令のどこかをその“使命”として割り当てられた。そして、その使命は国家の最高軍事機関である統合参謀本部から課せられたものであり、解釈を許されない文言どおりのものであった。……占領の初期、任務を課せられた各将校は、日本政府に対する指令にせよ、

書簡にせよ、米軍の下級司令部に対する命令にせよ、新聞声明にせよ、すべて使命を行動に移す提案書の作成に取り組み、マッカーサー元帥ないし彼の名で行動する参謀長のサインをもらおうとした。その際、勧告案には記録用メモをつけたが、それにはJCS/380/15のなかの関連部分を引用し、事実を提示し、提案した行動がなぜ必要で適切かを説明した。」(op. cit., pp.10-11, 同上, 32-3ページ)

この『基本指令』は3部からなり、まことに広範囲で多彩な非軍事化の課題と行動を指示していた。それは軍人としてばかりでなく、民事行政官としての役割をもマッカーサーに課していた。しかしこの『基本指令』は、「彼に総合的で首尾一貫した、適切な哲学を示し、その哲学を実現すべき具体的な計画をも与えた」。この指令と忠実な部下を持つことによって、マッカーサーは恐るべき広範囲にわたりかつ非常に困難な、一国の政治経済社会構造の変革という前代未聞の課題を、比較的短期間になし遂げることができたのだった。

大体において『指令』は、軍人としてのマッカーサーの構想と一致していた。「いまや新しい改革指令が到着すると、彼はそれを温かく胸に抱き、自分自身の特別のアイデアとうまく合致する総合的な枠組みとして利用し、自家薬籠中のものにしたのである。2年経たぬうちに、彼は指令を『現代史上の偉大な国家文書の一つ』と呼び、一部の問題となった条文も、熱烈に自分自身の威信をかけて公然と弁護することになる」。(op. cit., p.13, 同上, 34-5ページ)

この指令の中に直接言及されていない、婦人解放や、農地改革などは、彼の人権感覚や歴史認識が、適切な助言者を得てこの指令の基本理念から導き出したものであろう。

7. 5大改革指令

1945年9月の戦犯逮捕、軍事組織の解体に続いて、10月4日、GHQは「政治的・民事的・宗教的自由に対する制限撤廃」の覚書を提示し、それを受けた東久邇の宮内閣は総辞職した。10月9日に幣原内閣成立、10月11日、幣原はマッカーサーと会談した。このときマッカーサーは、憲法改正の必要を指示するとともに、婦人参政権、労働組合結成奨励、教育制度改革、秘密警察などの廃止、経済機構の民主化を内容とする「人権確保に関する5大改革指令」を出した。

「ポツダム宣言の実現に当たりては、日本国民が数世紀にわたり隷属せしめられたる伝統的社会秩序は是正せらるるを要す。右は疑いもなく憲法の自由主義化を包含すべし。日本国民はその心理を事実上奴隷化する日常生活に關してのあらゆる形式に於ける政府の秘密審問より解放せられ、思想、言論および信教の自由を抑圧するあらゆる形式の統制より解放せられざるべからず。……かかる諸要求の履行および諸目的の実現のため、日本の社会制度に対する下記の諸改革を日本社会に同化しうる限りできうる限り速やかに実行することを期待す。

1、参政権の賦与により日本の婦人を開放すること——婦人も国家の一員として各家庭の福祉に役立つべき新しき政治の概念を齎すべし。

2、労働組合の組織奨励——もって労働に威厳を賦与し、労働者階級が搾取と濫用より己れを擁護し、生活程度を向上せしむるため大なる発言権を与えらるべし。これとともに現存する幼年労働の悪弊を是正するため必要な措置をとること。

3、学校をより自由主義的な教育のため開校すること——もって国民が事実基礎付けられたる知識により自身の将来の発展を形成することをう。政府が国民の主人にあらずし

て使用人たるの制度を理解することにより解答するを得べし。

4、国民を秘密の審問の濫用により絶えず恐怖を与える組織を撤廃すること——故に専制的恣意的不正なる手段より国民を守る正義の制度をもって之に代ふ。

5、日本の経済制度を民主主義化し、もって所得ならびに生産および商業手段の所有権を広く分配することを保障する方法を発達せしむることにより、独占的産業支配を是正すること。

刻下の行政部面については国民の住宅、食料、医療の問題に際し、政府が力強く且つ迅速なる行動に出て、疾病、飢餓その他重大なる社会的破局を防止することを希望す。今冬は危機たるべく来るべき困難克服の道は総ての人々を有数なる仕事に就業せしむるの他なし。」(竹前栄治監修、小学館文庫『憲法制定史』第1巻、84-6ページによる)

8. 労働組合結成奨励

ここに掲げられた第2項目にある労働組合の組織化の奨励について竹前栄治は次のように述べている。「この方針は……おそらく……GHQ労働課のW.カルピンスキー少佐(課長)とA.コスタンチーノ大尉の二人が起案し、経済科学局長クレマー大佐が承認し、サザーランド参謀長を通してマ元帥に提出されたものと思われる。……他の対日政策文書では殆ど使用されていない「搾取」とか「酷使」という語がこのマ元帥の見解表明の中で使用されているのは、この方針が、入隊前アメリカでももっとも戦闘的左翼組合に属するIWWの伝統を引く西部の統一鉱山労働組合(独立系)および鉄鋼労組(CIO系)の専従役員をした経験があるA.コスタンチーノの大尉によってかかれたものと思われる。このような民主勢力助長策としての労働組合結成の方針は、ワシントンの対日政策決定者、

とくに国務省極東局、SWNCC極東小委員会の方針でもあったのである。」(竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』日本評論社、145ページ)この指示は、日本政府の労働法制定への強い刺激となった。

もう一つこの時期に出た重要文書に『司令部書簡』がある。「これは1945年11月17日付SCAP・GHQより占領実施部隊である第8軍、第6軍、第5艦隊司令官宛に出された命令書簡で、そのタイトルは「占領軍に雇用される民間人労働について」とされていた。……その第5部(労働組合)(イ)項では、「工業労働者および農業労働者が、私企業経営者、公式(official)または半公式(semi-official)の会社、政府企業および政府機関と団体交渉するために民主的で秩序ある団体を結成したり、労働組合に加入する自由は認められるべきである。」と述べているが、ここには明らかに、ニューディール時代のノリス・ラガーディア法第7条(a)項①、およびワグナー法第7条の団結権、団体交渉権の保障の法的思想の影響が見られる。ただここで「民主的」(democratic)という語が使われているのは、「自由主義的」と同義であり、決して「人民民主主義」や「資本主義の否定を目指す」概念として使われているのではないという点が重要である。……さらに「秩序ある」(orderly)という語が使われているのは、当時彷彿として蘇生しつつあった「人民裁判的使用者吊るし上げ」や「革命的急進的無秩序な組合運動」からの混乱を避けて、「労使対等の原則」に基づく秩序ある団体交渉を行なうための労働者による自主的組織を使用者に対置させようとする意図が政策決定者の頭の中に存在したからであると思われる。それはGHQ労働課スタッフの共通したフレーム・オブ・レファレンスであったのである」。(同上、149-50ページ)。

(続く)